

薬第1200号
令和7年2月28日

一般社団法人宮城県病院薬剤師会長 殿

宮城県保健福祉部長

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部改正について（通知）

本県の大麻取締行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり令和7年2月28日付けで大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則（令和7年宮城県規則第45号）が公布されましたので御承知願います。

なお、一部改正の要旨等は下記のとおりです。

記

1 一部改正の要旨

令和5年12月13日付けで大麻取締法及び麻薬及び向精神薬の一部を改正する法律（令和5年法律第84号、以下「改正法」という。）が公布されたことに伴い、大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則（平成12年宮城県規則第108号）について所要の改正を行うもの。

なお、改正法は令和6年12月12日及び令和7年3月1日の2段階で施行されるが、今回の改正は、このうち第2段階施行に対応するもの。

2 改正の主な内容

大麻草採取栽培者について、第一種大麻草採取栽培者に名称等が変更となることに合わせて各種申請及び届出に必要な様式を修正した。

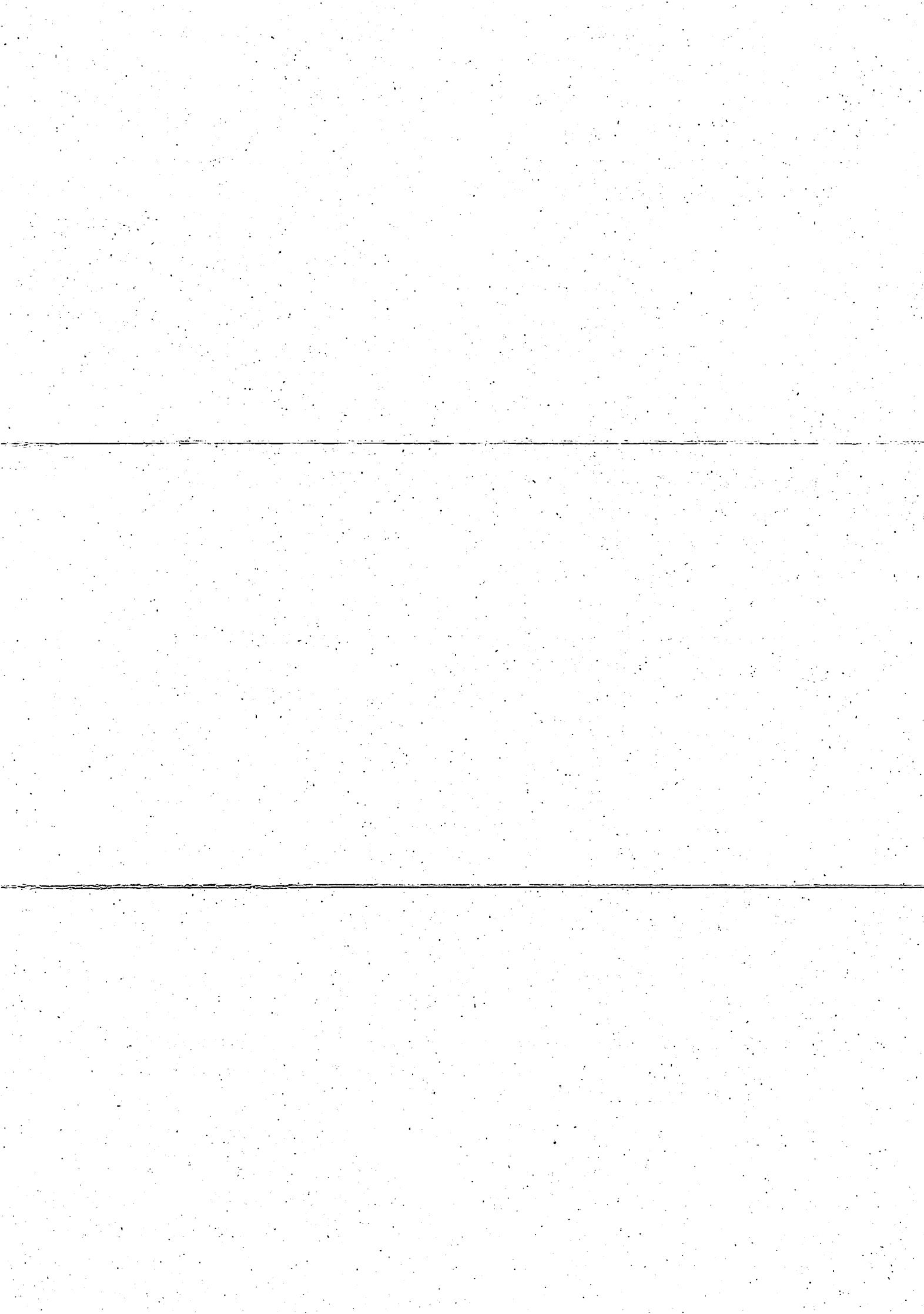
3 施行年月日

令和7年3月1日

4 経過措置

改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の規定による様式で、取扱い上著しく支障のないものについては当分の間、改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

担当：薬務課 監視麻薬班 青木
TEL:022-211-2653
FAX:022-211-2490
E-mail:yakumu-k@pref.miyagi.lg.jp



宮城県公報

發行 県
宮城 (総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

令和七年二月二十八日

宮城県知事
村井嘉浩

目次

規則

- 大麻草の栽培に関する法律施行細則の一部を改正する規則
○家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則

(業務課)
(畜產課)

第三条 条例第三条の届出書は、第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届（様式第一号）とする。

(免許証の書換交付の申請書)

第四条 条例第四条第二項の申請書は、第一種大麻草採取栽培者免許証書換交付申請書（様式第一号）

સુધીનો

(免許証の再交付の申請書)

第五条 条例第五条の申請書は、第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書（様式第三号）とする。

(免許証の返納の届出書) 第六条 案例第六条の届出書は、第一種大麻草采伐證書者免許正返内函（様式第四号）による。

第七条の見出し中「届出」を「届出書」に改め、同条中「大麻事故届」(様式第五号)を「大麻等事

故届（様式第八号）に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第九条第二項ただし書」を「第十条第二項ただし書」に改め、同条第二号中「納入通知

書」を「知事の発行する納入通知書」に改め、同条を第十一條とする。

第六条の次に次の三条を加える。

禁書の歴史と思想

(発業の届出書) 第七条 条例第七条の申請書は第一種大麻草採取栽培者持出し認可申請書(様式第五号)とする。

第八条 条例第八条第一項及び第二項の届出書は、大麻廃棄届（様式第六号）とする。

(諷波の届出書)

第九条 条例第九条の届出書は、大麻等譲渡届（様式第七号）とする。

様式第一号を削る。

捲試探二中廿「(第4条關係)」心「(第3条關係)」」、「大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届」

を第一種大麻草採取栽培者名簿登録申請更届」に「事由」に沿る、画様式を要依第
一項に付。○

二三

(1) 令和7年2月28日 金曜日

宮城県公報

行
發
城
宮(総務部県政情報・文書課)
官仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

宮城県知事 村井嘉浩

令和七年二月二十八日

○宮城県規則第四十五号
大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則(平成十二年宮城県規則第二百八号)の一部を次のように改正する。

第三条から第六条までを次のように改める。

(登録事項の変更の届出書)

ページ

目 次

規 則

○大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則

○家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の所在地の変更

○平成十九年宮城県告示第三百十八号(漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定)の一部改正

○道路の供用開始(二件)

○都市計画変更の図面の写しの縦覧

○土地区画整理事業の換地処分の届出

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更の届出

○開発行為に関する工事の完了(二件)

○大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則を一に公布する。

(障害福祉課)

(建築宅地課)

九 九

(農務課)

六 一

(畜産課)

六 六

(水産林政総務課)

七 七

(道路課)

七 七

(都市計画課)

八 八

(同)

八 八

(同)

八 八

(同)

八 八

(持出しの許可の申請書)

八 八

(廃棄の届出書)

九 九

(第八条 条例第八条第一項及び第二項の届出書は、大麻廃棄届(様式第六号)とする。

第九条 条例第九条の届出書は、大麻等譲渡届(様式第七号)とする。

第十一条 様式第一号を削る。

規 則

大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の一部を改正する規則を一に公布する。

(2)

送付業者「(第5条関係)」と「(第4条関係)」は、「大麻草採取栽培者免許証書換交付申請書」に「第一種大麻草採取栽培者免許証書換交付申請書」と記入して送付業者へ提出する。

禁制第4項中「(第6条関係)」と「(第5条関係)」は「大麻草採取栽培者免許証再交付申請書」と「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書」の2種類の書類を指す。

様式第4号（第6条関係）

第一種大麻草採取栽培者免許証返納届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許証返納の理由 及びその年月日			
上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。			
年 月 日			
住 所	(法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)		
氏 名	(法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名)		
宮城県知事	殿		

(注意)

- 用紙の大きさは、A4とすること。
 - 法第7条第4項又は第5項の規定により免許証を返納する際に用いること。

(3) 令和7年2月28日 金曜日

第580号

様式第五号を本の二つに改め、同様式を様式第八号へいわゆ。

様式第8号（第10条関係）

大麻等事故届

免許証の番号	第号	免許年月日	年月日
免許の種類		氏名	
事故が生じた大麻等	品名	数量	
栽培地並びに業務上 大麻、発芽不能未処理種 子及び麻薬を取り扱う 事務所の位置			
事故の発生状況 （事故発生年月日、 場所、事故の種類、 盜難の場合は警察 通報の有無）			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。			
年月日			
住所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地）			
氏名（法人又は団体にあっては、その名称）			
宮城県知事		殿	

（注意）

用紙の大きさは、A4とすること。

(4)

禁制栽培中の大麻の川禁制を旨とする。

様式第5号(第7条関係)

第一種大麻草採取栽培者持出し許可申請書

免許証の番号	第 号	免許年月日	年月日
持ち出そうとする 大麻の栽培地 の所在地			
持ち出そうとする大麻の 品名及び数量	品 名	数 量	
持出し先の 名称及び所在地	所 在 地		
	名 称		
持出しの理由			
持出しを行う年月日			

上記のとおり、大麻を栽培地外に持ち出したいので申請します。

年 月 日

住 所 (法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名)

宮城県知事

殿

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

様式第6号（第8条関係）

大麻廃棄届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
大麻の栽培地の所在地			
大麻を取り扱う事務所の所在地			
廃棄しようとする大麻の品名及び数量	品 名	数 量	
廃棄の場所			
廃棄の方法			
廃棄の理由			
廃棄の年月日			
上記のとおり、大麻を廃棄したいので届け出ます。			
年 月 日			
住 所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地）			
氏 名（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名）			
宮城県知事 殿			

(注意)

用紙の大きさは、A4とすること。

様式第7号（第9条関係）

大麻等譲渡届

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所（法人又は団体にあっては、主たる事務所の所在地）

統 柄

氏 名（法人又は団体にあっては、その名称及び役員の氏名）

大麻等を譲渡したので、次のとおり届け出ます。

譲 渡 人	失効前の免許証の番号		第 号	
	大麻等を業務上取り扱っていた場所	所在 地		
	届出義務者	名 称		
	届出義務者	住 所		
譲 渡 人	氏 名			
譲 渡 年 月 日				
譲 渡 した 大 麻 等	品 名		数 量	
譲 受 人	免許の種類		免許証の番号	第 号
	麻薬研究施設又は大麻等の所在場所	所在 地		
	麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者	名 称		
	麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者	住 所		
麻薬研究施設の設置者又は大麻草栽培者	氏 名			

(注意)

1 用紙の大きさは、A4とすること。

2 法第12条の8第1項に規定する免許期間満了者等が大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡した際又は発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡した際に用いること。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和七年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第四十六号

家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則

家畜人工授精手数料条例施行規則(平成十九年宮城県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(納付方法の特例)

第五条 条例第二条第二項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認める場合の納付は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 現金による方法

二 知事の発行する納入通知書による方法

三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十二条の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十二条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する方法

様式第七号中「(第5条開示)」を「(第6条開示)」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七十八号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者

手帳の交付のために診断を行う医師として、令和六年十一月二十一日次の者を指定した。

令和七年二月二十八日

宮城県知事 村井嘉浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
曾我天馬	小脳小神経内科	てんかん病院ペーテル	岩沼市北長谷字畠向山南二十七番地四
荒谷菜海	脳小神経内科	てんかん病院ペーテル	岩沼市北長谷字畠向山南二十七番地四
針生新也	脳神経外科	氣仙沼市立病院	氣仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二
稻沢慶太郎	内人工透析内科	小牛田内科クリニック	遠田郡美里町牛飼字牛飼七十七番地二
三上裕嗣	胸部外因科	三上医院	亘理郡亘理町字裏城戸百七十九番地の一
浪嶋靖弘	脳神経内科	総合東北病院	岩沼市里の杜一丁目二番五号
佐藤英輝	皮外内科	やまと在宅診療所栗原	登米市迫町佐沼南元一丁目七十一番地十三
佐藤和輝	膚科	やまと在宅診療所栗原	栗原市築館宮野中央二丁目三番地十三
渡辺雄輝	脳神経内科	栗原市築館宮野中央二丁目三番地十三	栗原市築館宮野中央二丁目三番地十三
土屋英歩	眼科	やまと在宅診療所栗原	栗原市築館宮野中央二丁目三番地十三
堀井晋一良	眼科	やまと在宅診療所栗原	栗原市築館宮野中央二丁目三番地十三
佐藤泰史	眼科	やまと在宅診療所栗原	栗原市築館宮野中央二丁目三番地十三
沼田健裕	眼科	やまと在宅診療所栗原	栗原市築館宮野中央二丁目三番地十三
江原昌宗	泌尿器科	大崎市民病院	岩沼市寺島字北新田百十一番地
加藤宏之	整形外科	南浜中央病院	岩沼市寺島字北新田百十一番地
シリハビリテー ムヨンク	泌尿器科	石巻赤十字病院	大崎市古川穂波二丁目八番一号
坂口公人	泌尿器クリニック	多賀城市桜木一丁目一一番地	大崎市蛇田字西道下七十一番地
神経内科	泌尿器科	仙塩利府病院	宮城郡利府町青葉台二丁目二番地
神経内科	泌尿器科	石巻赤十字病院	宮城郡利府町青葉台二丁目二番地
江原昌宗	泌尿器科	石巻市山下町二丁目一一番五号	宮城郡利府町青葉台二丁目二番地
シリハビリテー ムヨンク	泌尿器科	塩竈市錦町十六番五号	宮城郡利府町青葉台二丁目二番地